

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県病院協会
(一社)岡山県歯科医師会長
(一社)岡山県助産師会長
(各通)

} 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

県証紙廃止に伴う医療法に基づく手数料の取扱いについて

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療法第7条第1項に基づく開設許可及び同法第27条に基づく構造設備に係る使用許可（岡山市所管分を除く。）の申請にあたっては、その手数料として岡山県保健医療関係手数料徴収条例第2条に定める額の県証紙を申請書に添付し、手数料を納付することとしています。

このたび、別紙のとおり令和5年10月1日をもって県証紙が廃止となることから、令和5年10月1日以後の申請にあたっては、申請に係る施設所在地を管轄する保健所に手数料の納付方法等を御確認のうえ、適切に対応していただくよう、貴会所属の会員への周知をお願いします。

なお、本通知に係る、次のホームページも御参照ください。

記

1 令和5年10月1日以後の手数料納付方法

(1) 申請に係る施設所在地が岡山市及び倉敷市を除く市町村の場合

① 収納専用窓口（POSレジ）利用による納付

② 岡山県電子申請サービス利用による納付

(2) 申請に係る施設（病院）所在地が倉敷市の場合

③ 倉敷市保健所内にある食品衛生協会での現金による納付

2 県ホームページ

(1) 本通知について

「岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ」に本通知を掲載しています。

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

(2) 岡山県収入証紙の廃止について

「令和5年(2023年)9月末で 岡山県収入証紙を廃止します！(県会計課)」に岡山県収入証紙廃止に係るお知らせを掲載しています。

<https://www.pref.okayama.jp/page/867134.html>